

「受取書」の廃止について

当金庫では、令和6年8月9日(金)より順次、タブレット端末を使用した渉外活動を実施することとなりました。

つきましては、渉外担当者がお客さまから現金や証書・通帳などをお預かりする際に交付していた受取書を廃止し、受取書の発行に代えて、タブレット端末機に「電子サイン」を頂戴する方式に変更させていただきます。

今後、受取書は発行いたしません。ペーパーレスによる森林資源の保護や環境への配慮等に繋がるものであり、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、最寄りの営業店又はお客様相談室(011-241-1661)へご連絡ください。